

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、全てのステークホルダーの利益に資する総合的かつ中長期的な企業価値向上を目指し、コーポレートガバナンスの充実を図ることにより、迅速かつ適切な経営意思決定ならびに情報開示を行うことが重要であると認識しております。このような考え方に基づき、取締役会や監査役会による経営監視の強化、内部統制やコンプライアンス体制の充実などに取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳について検討してきておりますが、現時点では導入に至っておりません。今後につきましても、機関投資家や海外投資家の持株比率を踏まえつつ、引き続き導入を検討してまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度を採用しております。確定給付企業年金の積立金管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関に委託しております。外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、人事・経理部門が業務を担当してまいります。

【補充原則4-10-1 指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言】

当社は、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、経営陣・取締役の指名・報酬などの重要事項については、客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役の適切な関与・助言を得て検討を進めてまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の実効性分析・評価及びその開示については、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、投資目的以外の目的で保有する政策保有株式については、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っており、企業価値の向上に資するものであると判断したものに限り保有する方針としております。かかる判断基準に基づく検証を取締役会等において毎年実施し、保有の意義が薄れた株式については、売却等により縮減をはかります。

また、当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす可能性が考えられる該当議案には反対するなど、発行会社の持続的な成長と企業価値向上につながるかどうかを総合的に判断することとしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程に基づき、当社と取締役との自己取引、利益相反取引、取締役の競業取引等については取締役会決議事項と位置づけ、これら個々の取引に関する承認手続きを通して監督しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念や経営戦略等については、当社ホームページ、決算説明資料、及び有価証券報告書にて開示しております。

(2) 当社のコーポレートガバナンスの基本方針は、冒頭に記載の通りです。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、有価証券報告書で開示しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任や取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、役員選任基準規程等に定める基準を満たすことを方針とし、取締役の選任議案については取締役会で株主総会付議議案として決議され、監査役の選任議案については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で株主総会付議議案として決議されます。その他、独立役員を選任に際しては、証券取引所が上場規程に定める独立性基準等も参考とし、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で職務を遂行できることを前提に選任しております。

経営陣幹部の解任については、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議いたします。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名理由については、株主総会参考書類、及び有価証券報告書で開示しております。

また、取締役・監査役の解任については、適時開示いたします。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社の取締役会は、取締役会規程に基づき、取締役会で審議する内容を定めております。また、経営会議規程や責任権限規程に基づき経営陣が職務執行できる範囲を定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の取締役会における独立社外取締役の選任に際しては、証券取引所が上場規程に定める独立性基準を満たし、且つ、当社が定める「社外役員選任基準規程」に照らし、社外役員としての資質と十分な独立性を確保できた人物の選定を行っております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会を構成する取締役は、倫理観・誠実性、財務・会計・技術等に関する方針決定における幅広い経験、また他の取締役会構成員と相互補完的役割を期待できる能力や経験を有すること等を要件としており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、及び多様性に配慮した人材の選任を行っております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、及びコーポレートガバナンス報告書を通じて開示しております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を継続して提供しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主・投資家との対話に関する責任者、あるいは経営企画室IR担当が連携して情報発信及び株主・投資家からの意見の収集に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社キーエンス	28,234,300	43.96
重田 康光	4,686,900	7.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,708,800	4.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,172,100	3.38
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS - JAPAN AGGRESSIVE	997,000	1.55
福良 伴昭	900,000	1.40
渡辺 正博	744,500	1.16
浮川 初子	611,200	0.95
GOVERNMENT OF NORWAY	560,637	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	550,400	0.86

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山神 理	弁護士													
栗原 学	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山神 理			弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有していることから、主にコンプライアンスの観点によるアドバイスにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、選任しております。 当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

栗原 学		公認会計士としての財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに他社取締役や投資法人の監督役員としての経験を有していることから、当社取締役会の機能強化が期待されるため、選任しております。 当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しているため、独立役員として指定しております。
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人並びに内部監査担当の間では、監査の実効性を高めるため、監査方針・監査計画に対する意見交換などの連携を行っております。
監査役は、会計監査人及び内部監査担当から、監査の状況と結果について報告を受け、監査の方法・妥当性について検証を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 徹	他の会社の出身者													
熊谷 勉	他の会社の出身者													
五十嵐 透	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

渡邊 徹		当社事業と関連の高い分野における豊富な経験や識見をもとに、独立した立場から社外監査役として経営全般に対する監督と有効な助言が期待されるため、選任しております。当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しているため、独立役員として指定しております。
熊谷 勉		豊富な経理経験や常勤監査役の経験と識見をもとに、独立した立場から、社外監査役として経営全般に対する監督と有効な助言が期待されるため、選任しております。当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しているため、独立役員として指定しております。
五十嵐 透		株式会社キーエンスの業務執行者ですが、同社は当社の自主・自律性を尊重しており、当社の意思決定を妨げたり、拘束したりするものではありません。また豊富な業務執行経験や識見を活かし、社外監査役として経営全般に対する監督と有効な助言が期待されるため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

報酬等の総額につきましては、有価証券報告書に記載を行っており、その内容は当社のウェブサイトにおいても掲載されております。以下のURLをご参照ください。
<https://www.justsystems.com/jp/just/finance04.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、有価証券報告書で開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

担当窓口(取締役会事務局)を介して情報伝達、サポートを行っています。主な対応内容は以下のとおりです。

- ・取締役会の招集手続及び設営
- ・監査役会の招集手続及び設営
- ・取締役会議案をはじめとする事項についての情報伝達
- ・その他情報提供や調整等

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社形態を採用しており、取締役会及び監査役会により、取締役の業務執行について、監視及び監督を行っています。

< 取締役会・経営会議 >

取締役会は、代表取締役社長 関瀬恭太郎が議長を務め、その他メンバーとして取締役 内藤興人、取締役 三木雅之、社外取締役 山神理、社外取締役 栗原学の5名で構成されており、原則月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を開催し、法令等に定める重要事項のほか、経営に係わる重要な意思決定を行っています。また、業務執行に係る重要事項については、経営会議において審議・決定することとしており、代表取締役社長 関瀬恭太郎が議長を務め、その他メンバーとして取締役 内藤興人、常勤監査役 渡邊徹等により構成されます。

< 監査役会 >

監査役会は、常勤社外監査役 渡邊徹、社外監査役 熊谷勉、社外監査役 五十嵐透の3名で構成されており、原則月1回開催し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役は取締役会その他経営会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っています。

< 会計監査人 >

2019年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、神代勲氏、美久羅和美氏の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務は、上記2名を含む公認会計士4名及び会計士試験合格者等1名、その他8名によって行われております。

< 内部監査の状況 >

内部監査は事業監査室が担当し、事業監査室長及びその他メンバーにより構成されています。事業監査室は、業務執行部門から独立し、当該業務執行部門に対して直接の権限や責任を負わない状況を確保しております。

< 責任限定契約の内容の概要 >

当社は各社外役員と、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役を含む取締役会及び社外監査役を含む監査役会を設置しております。社外取締役及び社外監査役はともに、取締役会等の重要な会議への出席や発言、議事録及び決裁書等の閲覧による重要な経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たせると考えております。このように会社から独立した立場の社外取締役及び社外監査役の中立的な監視機能を当社の合理的な経営判断及び経営の透明性確保に活かすことで、ガバナンスの実効性確保が図られると考え、現状において最善と判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月10日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より前に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	適宜、開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関する資料を当社のウェブサイトに掲載しております。 https://www.justsystems.com/jp/just/ir_info.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動に関しては経営企画室が業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社の役員及び従業員は、「コンプライアンス基本規程」や「ジャストシステムグループ行動規範」を通じて意識向上を図り、あらゆるステークホルダーの期待に応えるよう努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人は、コンプライアンス基本規程、及び行動規範に基づく継続的な教育プログラムにより、法令及び定款の遵守を徹底する。当該遵守の不適合があった場合等には、内部通報関連規程に基づき、不適合の事実調査及び是正措置が行われる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役による自己の職務の執行状況を取締役会報告事項として定め、当該報告事項を含む議事録を10年間保存する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
財務リスクや情報漏洩リスクなど各局面に応じた関連規程を定め、リスク分析、評価、及び対策の策定を継続的に行う。また、監査役監査により経営上のあらゆるリスクの洗い出しと監督を行うことで総合的なリスク管理体制を維持する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則月1回行い、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の監督機能をより強化し職務執行の効率性を確保するための場として、取締役、常勤監査役により構成される経営会議を随時開催し、意思決定を機動的に行う。短中長期の経営計画及び各部門の業務計画を設定し、その進捗状況を定期的に分析、評価する体制を構築する。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社に子会社管理を行う部門を設置し、関係会社管理規程や委託業務管理規程等により子会社を管理するほか、必要に応じ当社取締役または使用人を子会社に派遣して業務の適正を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の実務が求められる場合は、当該監査役と協議した上で適切な使用人を選定し、その職務を補助させる。
取締役は、監査を補助する使用人の監査補助の業務を妨げず、また当該使用人の人事考課において不当な評価を行わない。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する事実又は会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したとき、及び監査役による適正な監査の実施に必要な事実について、監査役に直ちに報告する体制を整備する。また、取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合、すみやかに報告する。
- (8) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
取締役と監査役は情報共有に努めるとともに、監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べられる体制を整備する。監査役と内部監査担当及び会計監査人が連携し、効率的で有効性のある監査の実施が可能な体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「ジャストシステムグループ行動規範」において、すべての企業活動が企業倫理に適合した健全なものとなるよう行動することを定めております。

この基本姿勢に基づき、反社会的な勢力に対して毅然とした姿勢をもって臨み、一切の関係を遮断します。

反社会的勢力からの不当な要求には、関連部署間の協力体制のもと、顧問弁護士や警察等の外部専門機関とも連携し、基本姿勢に則った対応をいたします。

社内体制としては、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は法務グループとし、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項